

北播磨総合医療センター院内病児・病後児保育室運営規程

〔 令和元年6月1日
企業管理規定第6号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター(以下「医療センター」という。)に設置した病児・病後児保育室(以下「病児保育室」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育対象者)

第2条 病児保育室の保育対象者は、医療センターに勤務する職員が養育する子のうち、院内保育所の利用登録者で一定の期間内に利用実績がある者かつ生後6ヶ月から小学校就学前の者であつて、病院長が保育を必要と認めたものとする。

2 病院長は、前項に規定する保育対象者が、病児保育に適さないと判断したときは、病児保育室の利用を認めないものとする。

(利用定員)

第3条 病児保育室を同時に利用することができる定員は、3人とする。ただし、保育対象者の病状等により、定員未満でも利用できない場合があるものとする。

(休室日)

第4条 病児保育室の休室日は、土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とする。ただし、病院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休室日を設定することができる。

(保育時間)

第5条 病児保育時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。ただし、午前8時00分から午後1時00分までを病児保育待機とし、それ以降利用がない場合は閉室するものとする。なお、病院長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用手続き)

第6条 病児保育室を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、院内保育所へ利用予約をするとともに、かかりつけ医等を受診し病児・病後児保育医師連絡票(様式第1号)(以下「医師連絡票」という。)を作成しなければならない。

2 利用申請者は、前項の規定により作成した医師連絡票及び病児・病後児保

育利用申込書（様式第2号）を病児保育室に提出しなければならない。

3 前2項の医師連絡票の作成及び診療にかかる費用は、利用申請者が負担するものとする。

（利用不可）

第7条 利用不可と医師が判断した場合及び必要書類の不備、病状の悪化又は水痘・麻疹・風疹・おたふく風邪・百日咳、肺炎に罹患している場合は、病児保育室を利用できないものとする。

（保育料等）

第8条 病児保育室を利用する者は、利用した時間に関わらず保育料として1日2,000円、給食代及びおやつ代は北播磨総合医療センター院内保育所運営規程に定められた額とし、利用した月ごとに指定した期日までに納付しなければならない。

（運営の委託）

第9条 病院長は、病児保育室の運営を委託することができる。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、病児保育室の運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。